

知的財産担保を巡る国際規範形成の動向と今後の展望

菱 沼 剛*

抄 録 知的財産に対する担保権は、法的インフラの欠如や実務便宜上の理由によって、従前はあまり利用されなかった。しかし、知財の重要性が高まるのに伴い、国際商取引の促進にとって、知財担保に関する法的ルールの整備の必要性が認識されている。国連商取引法委員会において、担保法に関する立法ガイドが2007年12月に採択された。同ガイドは、条約と異なり各国への法的拘束力を有しないが、新たに法的基盤整備を進めている発展途上国を中心に、国際的な影響力を有するであろう。同ガイドに定められた一般原則の知財担保への適用にあたり、一部修正の必要性やその方法について、目下検討されている。本検討は、知財法と担保法、さらには倒産法や国際私法との調整が必要であり、容易でない。いずれの法も取扱わないか、逆に重複・矛盾が生じる論点の克服が必至である。本稿は、議論の現状を踏まえた上で、上記委員会第6作業部会における今後の展望や日本に与える示唆についても言及する。

目 次

- はじめに
- 国連商取引法委員会について
 - 1 設立経緯・趣旨
 - 2 活動の現況と手法
 - 3 担保付取引についての立法ガイド
- 知的財産と担保
 - 1 担保としての知的財産
 - 2 第6作業部会における議論
 - 3 日本の状況
 - 4 今後の課題
- 日本法・ビジネスへの示唆
- おわりに

1. はじめに

知的財産（以下「知財」）の経済的価値は飛躍的に高まっている。知財によるライセンス料は売上高を元に算定されることも多く、貨幣価値変動時にも安定した収益をもたらす得る。ただ、一般的な関心の中心は知財の「保護」、あ

るいはそのための「権利行使」やそのインフラ整備にある。その「活用」「利用」あるいは「流通」については、ビジネスの側で対応すべき問題であると考えられてきた。しかし、知財の活用、利用あるいは流通に関するインフラ整備が整わないと、とりわけ国際的なビジネスに支障が生じる。すなわち、法的帰結の事前予測が困難な場合には、担保設定者、債権者や取引関係者にとって、取引を躊躇するか、取引をしたとしても事後的紛争解決のための追加コストがかかる可能性がでてくる。かかる課題を解決する場として、国連商取引法委員会における担保法一般の流れを次章にて紹介した後、知財担保に関する特有の動きを第3章以下で説明する。

* 国連商取引法委員会研究員
Takeshi HISHINUMA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. 国連商取引法委員会について

2.1 設立経緯・趣旨

国連商取引法委員会（UNCITRAL、以下「委員会」）は、国連総会の議決により、総会直属の機関として、1966年に設立された。委員会の意思決定機関は理事会（Commission）である。加盟国は、5つの地域的配分（アフリカ、アジア、東欧、ラテン・アメリカ、西欧その他）毎に、国連総会において国連加盟国から選出される。6年間の任期制で、2002年以来60カ国ある。なお、日本は、委員会設立以来一貫して、加盟国である。1979年以後、事務局はオーストリア共和国ウィーン市に置かれている。欧米人が占めてきた委員会事務局長職にあつて、曾野和明教授がウィーン売買条約（CISG）の普及を含む国際貢献にご尽力された（1980年～1985年）ことは、特筆に値する。

国際機関間の調整や、立法的または非立法的な規範の形成等による、国際商取引法の統一と調和を、同委員会が使命とする。委員会の基本作業計画には9つの分野が挙げられ、うち優先分野が設けられた。時代の変化に伴い、当初の国際物品売買、国際商事仲裁、国際振込に加え、貿易金融契約、運送、電子商取引、政府契約そして倒産が追加された。私人間に適用される規範を主に取り扱う点、世界貿易機関（WTO）とは性質が異なる。同時に、私人間における個別案件を扱う機関でもない。

2.2 活動の現況と手法

理事会の下部組織として6つの作業部会があり、それぞれ政府調達、仲裁、運送、電子商取引、倒産、担保を扱っている。1968年の創設時に、優先作業分野には入らなかったが、知財も基本作業分野に含まれていた。したがって、委員会には、知財に関する規範形成を行う組織法

上の根拠がある。ただ、知財については、いわば休眠状態にあった。

作業部会における検討は、各分野における最先端の深い知識が要求される。実務の実態を反映することが不可欠である。そこで、各作業部会は、最先端の知見を反映するため、外部の専門家による会合を開催するのが通常である。

条約やモデル法などの制定にとどまらず、制定後の各国における制度改革を促進するための支援も、委員会は国連貿易開発会議（UNCTAD）等と協力して行っている。また、各国判例・仲裁決定における規範解釈が、なるべく整合性を保つように、データベースも構築している（Case Law on UNCITRAL Texts, CLOUT）。

国際商取引法の調和および近代化のため、様々な手法が用いられる。立法的手法のうち、国際的調和の必要性が高く、外国法を参照する手間を軽減する必要がある場合には、条約が用いられる。ただ、合意に至るまでの手間がかかる、各国法に馴染ませる上で柔軟性に欠ける、改正が困難になる欠点がある。そのため、モデル法的手法が用いられる例も多い。さらに、特定の解決方法について国際的合意が得られない場合には、立法ガイド・勧告が用いられる。後述する担保付取引に関する立法ガイドも、一例である。なお、当該問題について複数の条約が規定する場合には、モデル条項が作られることもあるが、担保法についてはかかる事情がない。その他、モデル契約、契約締結のためのガイド、解釈指針などの手法が取られることもある。

2.3 担保付取引についての立法ガイド

第6作業部会（担保法担当）が立ち上げられたのは2002年である¹⁾。担保制度の近代化により、低コストの与信獲得を可能にし、もって国際貿易による利益を発展途上国にも及ぼすことを目的としていた。ただ、担保制度は国によっ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て違いが大きいため、商業的活動に関わる動産を対象を限定すべきとされた。また、知財に対する担保については、他のテーマに比べて相対的に要請が低かった、非常に複雑な問題であるといった事情を背景に、当初の活動範囲から除外されていた。

なお、担保については、モデル法よりも、柔軟な形式である立法ガイドの策定が念頭におかれてきた。すでに1980年に、動産に関する担保法の国際的調和は極めて難しい (in all likelihood unattainable) と、理事会において結論付けられていたのである²⁾。

担保付取引についての立法ガイド（以下、「担保ガイド」）は、2007年12月の第40回理事会において採択された。知財を含むすべての種類の動産を対象とする。担保に関わる国際的ルール・取組みは、網羅的でないものの、以前から存在していた。例えば、国際債権譲渡条約（2001年）は、知的財産に関する許諾料契約をもカバーする。また、間接保有証券に関する私法統一国際協会（UNIDROIT）条約案は、間接保有証券の保有、譲渡、担保取引について、私法レベルで各国法の調整を図ろうとしている。さらに、委員会による倒産法立法ガイド（2005年、以下「倒産ガイド」）は、債務者による支払が困難な場合における法的枠組みを提示する。本ガイドは、こうした既存の規範や取組みとの衝突を避けつつ、担保に関わる包括的な独自の規範形成を目指す。例えば、債権譲渡の場合に限られず、あらゆる種類の担保取引、担保権設定者・担保権者、被担保債権・担保目的物をカバーする。また、単一の規範形成を志向する点で、各国法の多様なアプローチを是認する倒産ガイドとも、担保ガイドは異なっている。

担保ガイドは、予測可能性と透明性を確保し、与信取引の促進を目的とする。また、国際的なルールによって、とりわけ中小企業による国内外からの低コストの与信獲得を促進せんとす

る。担保法の国際的調和、少なくとも担保付取引に関する国際私法上のルールの調和・明確化によって、国際商取引の資金調達が容易になり、ひいては財・サービスの国際的流通が促進されるとの趣旨である。

3. 知的財産と担保

3. 1 担保としての知的財産

債権者にとって、企業価値の核心たる知財を担保目的物にできない場合には、債務者に対する弁済圧力を十分に得られない。そして、知財を担保化する上での障害は、価値評価の困難性、価値・権利帰属・有効性の不安定性、（とりわけ著作権や営業秘密について）権利内容の把握困難性や他の知財との相互依存性である³⁾。その他、登録に要する手間や費用も障害となる。

特許権に比べて著作権は、単独の換価可能性が高いものが多く、担保価値の算定が比較的容易、そして陳腐化しにくい場合が多い。したがって著作権は、一般的に担保融資に馴染みやすい⁴⁾。しかし、特許権の方が公示対象となる事項が多く、第三者対抗要件を得やすい場合が多い。いずれの種類も一長一短あるため、知財の種類によって、担保可能性を一律に排除する議論は、みられないようである。

ただ、いずれの権利も、国際的な担保権設定の議論は未だ発展していない。複数の法域にまたがる知財を対象とする場合には、関連するすべての法域における知財関連法制、担保法制、債権譲渡法制等、きわめて広範囲にわたる調査・検討が必要となるからである⁵⁾。

3. 2 第6作業部会における議論

担保ガイドは、担保法に関する包括的な規範形成という理想の下、知財を担保財産とする取引にも原則として適用される。しかし、担保ガイドの形成過程において、知財法その他、知財取

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

引が関わる事案について倒産法や国際私法との関係について、十分な検討が行われなかった。そこで、知財に関する既存の国内法・国際法と矛盾を生じる限りにおいて、担保ガイドは適用されないと規定された。「担保ガイドは知財法を破らない」ことは、第6作業部会における前提事項である。ただ、両法の衝突が起り得るのか、必ずしも明確ではない論点もある。そこで、論点を整理するため、第40回理事会の要請に基づき、知財法と担保法の各専門家による会合が開かれた。検討結果を踏まえて、2008年5月に第6作業部会第13回会合がニューヨークの国連本部において開催された。

知財法と担保法という、異なる専門家の間における議論は、時として噛み合わない。各分野毎に特有のテクニカル・タームがある。また、同一用語に対する概念も異なることが多い。例えば、同じ「ライセンス」という言葉から、知財法専門家は知財の許諾や実施を思い浮かべるのに対して、担保法専門家はライセンス料の扱いを想起することが多い。専門の違いに加えて、各国の法制度の違いがある。さらに、知財法の中でも、登録を前提とする産業財産権に強い専門家と、登録を前提としない著作権系の専門家とでは、認識や前提にずれが生じることも多い。しかるに、本問題の検討においては普遍性が追求されるので、作業の困難さは増す。

担保ガイドが知財に適用されるとした場合に生じる論点についての議論は詳細にわたり、本稿においてすべてを紹介することはできない。また、検討が進むに従い、新たな論点も今後出てくるであろう。ここでは、現時点での主な検討事項を簡単に紹介する。

(1) 担保権設定に関わる問題

担保権設定と対第三者対抗要件との峻別をしない国もあるので、「設定」の意義は知財法に委ねられている。また、完全な譲渡 (outright

transfer) は「設定」から除外される。知財法に規定があれば、担保権設定に登録を要するが、かかる規定なき場合、担保ガイドが適用され、登録は担保権設定の要件ではない。知財の譲渡が法律上または契約上制限されている場合であっても、知財から得られる受取債権 (receivables) は、知財による収益と同様に、知財本体とは別個であり譲渡制限にかからない。他方、知財の権利帰属は、知財法が規律するとされる。

今後の検討課題として、(i) 知財権のみならずライセンス契約や侵害者への訴権をも担保の対象となし得るか、(ii) ライセンス契約によって担保権の範囲も制限され得るか、(iii) ライセンサーと担保権者との優先関係をどう規律するか、(iv) 担保権設定契約において目的物の特定はどの程度必要か、(v) 二次的作品や特許出願中の権利を含め、将来発生する権利を担保対象とすることができるか等がある。さらに、知財を化体する有体物に対する担保権の範囲を確定する上で、担保権設定契約の記載事項や合理的解釈、あるいは消尽 (exhaustion) との関係について、更なる検討が必要である。

(2) 第三者対抗要件

「競合主張者 (competing claimants)」の範囲は担保法によるが、侵害者等他の「第三者」の範囲は、知財法に委ねられるとされた。ただ、担保ガイドが提唱する一般担保登録 (general security rights registry) と知財法上の登録制度の並立は、非効率、高コストで、手続に遅延を生じるとの指摘もある。両登録制度との関係は、今後の検討に委ねられた。

(3) 登録制度

南米諸国にみられるような両登録内容の自動的な整合性確保の是非、一般担保登録と知財法上の登録との適用関係、将来発生する知財に対する担保権登録による効果、対人登録制度であ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る一般登録制度における担保目的物に関する記載の程度、登録による効力発生時期、国際商標協会（INTA）による「最良の慣行（best practice）」⁶⁾の扱いといった論点は、今後の検討課題である。

（4）担保権の優先関係

「競合主張者（competing claimants）」とは、担保法上は担保権者、担保目的物の譲受人、破産管財人等であるが、知財法上は侵害者も含まれる。また、担保権者がいずれの当事者にも含まれない場合は、担保ガイドの適用外となる。優先関係を、対抗要件の具備時期によって決めるのが担保ガイドの原則的なアプローチである。そして、先行する譲渡や担保権設定について悪意の場合、後の譲受人やライセンシーは、たとえ対抗要件を具備しても劣後する。かかる知財法上の規範を、担保ガイドは変更しない。逆に、後の利害関係者が善意（good faith）であった場合、ライセンサーの「通常の業務（ordinary course of business）」の範囲内であることを条件として、みなし的な許諾があったものとして担保権から免れるか。対象物が知財の場合について、今後の検討課題とされた。また、知財権の登録の効力が、化体する有体物に及ぶかについても、同様に今後の課題である。

（5）担保契約当事者の権利・義務

侵害者に対する権利行使や商標登録更新の義務を、担保権者が有するか否かは、知財法に委ねられた。他方、知財法に反しない限り、侵害者に対する権利行使や商標登録更新の権利を、担保権者は有する。また、私的自治原則の適用範囲の明確化の必要性が確認された。

（6）担保権の実行

担保ガイドの一般原則によると、担保権者は善意（good faith）かつ商業的に合理的な態様

で（in a commercially reasonable manner）実行しなければならない。具体的な内容は知財法に委ねられている。知財を化体した有体物や知財権利書面を担保権者が占有できるかについて、担保契約に定めがある場合には認められるとされた。実行に際して登録を要するかについては、見解が分かれた。担保目的物が知財権ではなくライセンスの場合、担保権者がライセンシーに対して権利を行使できるかは、各国法に委ねられる。かかる場合も、担保権設定者は知財法に基づいてライセンスを解除できるとされた。知財権を化体する有体物に係る担保権を実行するには、当該知財が消尽しているか、あるいは知財権者の承諾がなければならない。そして「消尽」の内容は、知財法に委ねられた。

（7）アクイジション・ファイナンス

アクイジション・ファイナンスとは、有体物の買掛代金支払を担保するための仕組みをいう。ライセンス料の受取に係る権利に対するライセンサーやライセンシーに対する担保権者の立場について、今後の検討課題とされた。

（8）準拠法

知財法上の属地主義は、担保法に適用されるとは限らない。担保権に関する準拠法は、担保権設定者の所在地（location）を基準に定められる国が多い。両者の調整は、登録やサーチに要する費用を検証しながら、今後の検討課題とされた。

（9）担保ガイドの適用範囲と他の一般原則の適用

「知財に関する国内法および国際規範」は担保ガイドに対して優先適用されるが、知財譲渡契約における様式のように、知財制度に対して付随的な（collateral）影響を与えるに過ぎないものは、「知財に関する（中略）規範」では

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ない。また、担保目的を持たない単なる譲渡については、担保ガイドは適用されない。譲渡がなされた場合の知財の最終的な帰属、侵害者に対する権利行使の主体、あるいは知財登録更新権の譲渡の可否を決するのは、知財法とされた。ライセンサーが担保権を設定した場合、知財の価値や秘密性を守るため、ライセンサーの承諾なき知財の利用は認められないとされた。さらに、有体物に対する担保権は、契約に定めがない限り、内包する知財には及ばない。さらに、クロス・ライセンスに関して、議論の端緒が示されたものの、今後の課題である。

(10) 主な目的と基本原則

技術革新促進といった知財法の目的まで担保ガイドに含めるか、担保権者を知財「権利者」とみるべきか等について、両論あった。また、物権法上の原則「自分が有しない物を与えることはできない (nemo dat quod non habet)」との関係の整理も、未だ十分に尽くされていない。

(11) 倒産時の扱い

倒産に関する担保ガイド第12章は、第5作業部会（倒産法担当）との共同作業であり、担保ガイドは、倒産ガイドとの整合性を前提としている。しかし、担保ガイド自体は、知財法と倒産法との関係の規律を除外した。ライセンサー倒産時において、ライセンサーによって設定された担保権の扱い等について、倒産法の領域ではないかと提起された。逆に、ライセンサー倒産時においては、termination又はacceleration条項の執行可能性、未払い許諾料の扱い、契約続行の場合における許諾料の支払相手の問題がある。いずれも第5作業部会による協力を求めるとされた。

(12) 用語

知財の譲渡について知財法で用いられる

“transfer”と担保法で用いられる“assignment”との相違関係、あるいは“claim”“receivables”“license”の概念の相違といった問題の決着は、先送りにされた。なお、「知財 (intellectual property)」と「知財権 (intellectual property right)」には実質的な差はないとして、前者の用語を用いることとされた。

3.3 日本の状況

1995年から、日本開発銀行（当時）による「知的財産権担保融資」が開始された。その後、法的インフラ整備の進歩も見られる。金融機関による貸し渋りが深刻な状況に対応した資産の流動化に関する法律（1998年）、破産管財人によるライセンス契約解除権の制限（2005年）をはじめ、最近では包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度の導入（2007年）により、ライセンサーの保護が強化された。さらに、実務においても、様々な工夫がなされている。近年では、証券化・流動化の手法を知財を対象資産とする取引に応用しようとするものや、任意組合や匿名組合契約等を用いた資金調達も行われている⁷⁾。

しかし、貸し渋りが多少緩和された一方で、知財の価値評価の困難さ、流通市場の不在、権利の不安定さは依然として存在する。したがって、一部のコンテンツ産業を除いて、知財担保がファイナンスの大きな柱に至る状況にない。また、信託業法改正（2004年）により、事業会社の参入、知財の受託可能性が認められたものの、信託制度も未だ十分に利用されていないようである。国際的な取引への知財担保に至っては、かなり少ないのではないか。

3.4 今後の課題

知財法との抵触が問題となり得る論点については、更なる詳細な検討や、実務との整合性の検証が必要であろう。例えば、第6作業部会に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

おける現在の検討では、知財を登録の有無によって分けるのみであるが、知財の種類・性質やビジネス慣行に応じた分析が必要であろう。産業財産権と著作権とでは、登録の有無・強制性だけでなく、財としての独立性、権利の細分化の可否や二次的創作物の扱いなどが異なる。

第6作業部会事務局によって提示された分析では、多くの論点の解決を、知財法、あるいは倒産法による今後の検討に委ねている。かかる検討が進んだとしても、知財の担保化のためには、なお関連法・会計制度の整備が不可欠である。担保ガイドは言及しないものの、知財の価値評価といった会計・税務上のルールの精緻化と事前予測可能性が、知財の種類毎の特性に応じて不可欠である。また、国際私法上の未解決の問題が、依然として残る。知的財産の国際的取引に関する裁判管轄や準拠法について国際的規範が確立するまでは、法的不安定性を払拭することはできない。さらに、制度が整備されたとしても、経済情勢による影響を受ける。世界的な信用収縮や他の財への与信のシフト等により、せっかく芽生えた知財ファイナンスが摘まれる恐れもある。もちろん、担保としての適格性に関する手法・一般的認知や関連する法的インフラが確立すれば、他の被担保資産が淘汰されるのをよそ目に、今後大きく発展する可能性もある。

4. 日本法・ビジネスへの示唆

担保ガイドは、日本法の下で未解明の問題にも踏み込んでいる。例えば、特許権が譲渡された場合に、すでに存在していたロイヤルティ債権の帰属は、判例・学説上明確でない⁸⁾。この点、担保ガイドは、担保権は同債権にも及ぶと明言している⁹⁾。また、担保ガイドは、日本法と異なる立場を採る場合もある。例えば、将来発生する知財についても、制定法上妨げられているのでない限り、担保権の対象となり得ると

する¹⁰⁾。確かに、担保権設定時に現存する財産についてのみ担保権を設定できるとする立法例も多いものの、担保ガイドは資金調達の便宜を尊重した。このように、知財について、担保ガイドが修正されずに適用されれば、日本法との関係を検討する必要が生じ得る。

確かに、担保ガイドは条約と異なり厳格な立法プロセスを経て創設された規範ではない。当事者の行動・実践に事実上大きな影響を与え得る規範、すなわちソフト・ローに過ぎず、いかなる国にも法的拘束力を有しない。また、国際商取引による恩恵を発展途上国にも享受させるというプロジェクトの経緯に照らすと、担保ガイドの参照が期待されるのは、先進国ではない。ただ、国連機関において意思決定を経た一種のソフト・ローとして、日本に対しても事実上の影響がある。担保ガイド策定においては、英米法の影響が強かったことから、「立法ガイドという拘束の弱い形式とはいえ、委員会により自国と異なる制度が提唱されることは、自国の法制や実務に（望ましからざる）変容を迫るものとなりかねず」¹¹⁾との懸念は、日本にも当てはまる。知財への適用に関する現検討でも、英米法系の国々が議論の主導権を握っている。

さらに、日本への間接的な影響もある。発展途上国が法的基盤を整備する上で、担保ガイドの内容を参照する場合も多いであろう。当該ガイドを、各国が国内法化する場合には、日本企業・日本人による当該国内における事業に対して影響を及ぼす。「わが国にとって、他国で行う投資のあり方と自国の現在および将来の担保制度のあり方の両方を視野に入れた対応が要求される」との沖野教授のご示唆は、時代を超えた普遍性を有する。

ただ、本問題に対する日本における関心は高くない。上記第13回会合では、英米法系の参加者を中心に討論がされたが、仏独だけでなく中国や韓国等近隣の大陸法系諸国からの参加もあ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

った。議論のフォローアップと必要に応じた参加が望まれる。担保ガイドをベースにした知財担保ビジネスが海外で栄え、日本が後を追うような事態は避けたいところである。

5. おわりに

知財法の複雑化・専門化が進むにつれ、他の分野の法律学の専門家との対話が容易でなくなった。その一方で、知財の重要性の高まりに伴い、今後ますます共通の土台に立った議論が求められている。専門家同士の対話が困難だからといって、法的予測可能性が確保されないのでは、法的制度の不備が経済発展の障害になっているとの謗りを免れない。担保法や他の法律との関係整理が必要になるであろうが、知財法による積極的な対応、例えば全世界をカバーする、非分散型の登録制度創設の可能性を探ることも、有用なアイデアかも知れない¹²⁾。その際、知財法、担保法、倒産法等の専門家間における対話が期待される¹³⁾。

なお、本稿のうち意見にわたる部分はいかなる組織の見解を示すものでない。

注 記

- 1) 詳細な議論については3.2章にて述べる。
- 2) Report of the United Nations Commission on International Trade Law on the work of its 13th session, A/35/17, para. 28 (1980)
- 3) Philip R. Wood, Comparative Law of Security Interests and Title Finance, 2nd ed., p.609 (2007), Sweet & Maxwell
- 4) 北浜法律事務所・監査法人トーマツ, 知的財産部員のための知財ファイナンス入門, p.148 (2007), 経済産業調査会
- 5) 小林卓泰, NBL, No.765, p.61 (2003)
- 6) International Trademark Association (INTA),

- Recordal of Security Interests in Trademarks, Adopted Resolution (2007)
- 7) 小林卓泰, 知的財産ファイナンス, p.5 (2004), 清文社
 - 8) 北浜法律事務所・前掲注 (4), p.96
 - 9) United Nations General Assembly, Security interests Terminology and recommendations of the UNCITRAL draft Legislative Guide on Secured Transactions - Note by the Secretariat, A/CN.9/637, para. 96 (2007)
 - 10) Security rights in intellectual property rights, Note by the Secretariat, A/CN.9/WG.VI/WP.33, para.125 (2008). なお, 担保ガイド本体の内容は委員会のWebサイト (<http://www.uncitral.org/>) にて公表されているが, 正式な編集を経た最終版の公表は後日とされている。
 - 11) 沖野真巳, NBL, No.763, p.49 (2003)
 - 12) John D. Penn & Steen Klein, Proposal For Study and Recommendations in the Area of Financing of Intellectual Property Assets, Ch.II (2007), International Insolvency Institute
 - 13) 世界知的所有権機関 (WIPO) は, 作業部会への参加を通じて, 委員会への協力を行ってきた。Assemblies of the Member States of WIPO, 42nd Series of Meetings, A/42/2, para.225 (2006)

参考文献

- ・ The draft UNIDROIT Convention on Substantive Rules regarding Intermediated Securities, UNIDROIT, CONF.11-Doc.3 (2008)
- ・ 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループ, 特許権等の活用を促進するための通常実施権等の登録制度の見直しについて (2007)
- ・ The UNCITRAL Guide -Basic facts about the United Nations Commission on International Trade Law (2007), UN
- ・ UNCITRAL Legislative Guide on Insolvency Law (2005), UN

(原稿受領日 2008年6月4日)